

様式第 1 号 (第 3 条関係)

景観計画区域内における行為の届出書

令和 8 年 4 月 1 日

(宛先) 伊勢市長

届出者 住 所 ○○市○○町○丁目○

氏 名 伊勢 太郎

電話番号 (○○○○) ○○-○○○○

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号〕

景観法第 16 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

行 為 の 種 類	建築物等	(1) 建築物	ア 新築 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更 カ 色彩の変更	用途 ()	
		(2) 工作物	ア 新設 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更 カ 色彩の変更	種類 (コンクリート柱 (携帯電話基地局))	
	(3) 都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行 為	目 的	届出日より 30 日以上後と なるよう設定してください。		
	(4) 土地の開墾、土石の 採取、鉱物の掘採その他 の土地の形質の変更				
	(5) 屋外における土石、 廃棄物、再生資源その他 の物件の堆積				
行 為 の 場 所	伊勢市○○町○丁目○ 【※ 地番または住居表示】				
行為の着手予定年月日	令和 8 年 5 月 1 日	行為の完了予定年月日	令和 8 年 8 月 31 日		
連 絡 先	所在地及び 電 話 番 号	所在地 ○○市○○町○丁目○ 電話番号 (○○○○) ○○-○○○○ E-mail ○○○○○○○○			
	名 称 及 び 担 当 者 名	名称 ○○○○株式会社	担当者名 ○○ ○○		
※ 受 付 欄			※ 処 理 欄		

1 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第 1 号 (別紙 2)

(表)

行為の内容 (工作物の新設、増築、改築、移転、外観の変更又は色彩の変更)

工作物の種類		携帯電話基地局 (伊勢市景観規則第 2 条第 2 項第 3 号該当)			
新設・増築・改築・移転 (該当行為に○を付けてください)	届出部分		既存部分	合計	
	敷地面積	10.0 m ²	m ²	10.0 m ²	
	築造面積	5.0 m ²	m ²	5.0 m ²	
	高さ	14.8 m	m	14.8 m	
	構造	コンクリート柱			
	仕上げ	届出部分		既存部分	
		色彩	明るいグレー (N7.0)		
	素材	鉄筋コンクリート			
	敷地の緑化	届出部分		既存部分	合計
		緑地面積	0 m ²	m ²	0 m ²
樹種等					
その他					
色外観の変更 (修繕・模様替)	(対象建築物) ・外観面積 _____ m ² ・築造面積 _____ m ² ・高さ _____ m ・構造 _____	変更面積	変更後	変更前	
	色彩	m ²			
	素材	m ²			
景観上配慮した事項 その他参考となる事項	コンクリート柱が空に溶け込むよう、明るいグレーとした。 周辺の樹林地に配慮し、フェンスをダークブラウンとした。				

(裏)

備考

- 1 各項目について、工作物の新設に該当する場合は、既存部分欄の記入は不要です。
- 2 「工作物の種類」欄には、工作物の具体的な名称（例えば、工場の煙突）等を記入してください。（ ）内には、伊勢市景観規則第5条第2項に該当する規則の番号を記入してください。
- 3 「敷地面積」欄には、行為に係る敷地の水平投影面積を記入してください。
- 4 「築造面積」欄には、当該工作物の水平投影面積を記入してください。
- 5 「高さ」欄には、地盤面から当該工作物の上端までの高さを記入してください。また、建築物と一体となって設置される工作物については、（ ）内に建築物の上端から当該工作物の上端までの高さを記入してください。

増築又は改築によって高さが増加する場合は、既存部分欄に現在の高さを記入し、届出部分欄に増築し、又は改築する部分の高さを記入してください。合計欄には、増築又は改築後の高さを記入してください。
- 6 「構造」欄には、木造、鉄筋コンクリート造等の別を記入してください。
- 7 「色彩」欄には、色調、色相及びマンセル表色系又は日本塗料工業会標準色見本帳の記号を記入してください（マンセル表色系の記号の記入例：濃い茶色（5YR3/3）、淡い黄緑色（2.5GY8/2）、薄いグレー（N7.5）、薄いアイボリー（5Y8/1.5）等）。

また、複数の色彩を使用する場合は、「色彩」欄に「別紙のとおり」と記入し、立面図に各色彩を使用する部分（屋根面及び壁面のサインを含む。）に、その色彩を使う面積、色調、色相及びマンセル表色系又は日本塗料工業会標準色見本帳の記号を記入してください。
- 8 「素材」欄には、表面仕上げの素材等をできるだけ詳しく記入してください（例：ステンレスヘアライン仕上げ、鉄部溶融亜鉛メッキ仕上げ、御影石ジェットバーナー仕上げ、コンクリート打放し、小口タイル張り等）。
- 9 「景観上配慮した事項その他参考となる事項」欄には、当該工作物の建設等に当たって、特に留意した事項等を記入してください。
- 10 各欄に記入できない場合は、別紙又は添付する図書等に記入してください。

景観形成基準チェックシート【一般地区・沿道景観形成地区用（集落・農地ゾーン）用】

「事前相談」及び「届出書（通知書）」に必要な添付書類（景観法施行規則又は伊勢市景観規則）として、本チェックシートを提出してください。

該当するゾーンのシートを使用してください。

行為の場所	伊勢市〇〇町〇丁目〇 【※ 地番または住居表示】
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物の建築等 <input checked="" type="checkbox"/> 工作物の建設等 <input type="checkbox"/> 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 <input type="checkbox"/> 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 <input type="checkbox"/> 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆（たい）積

(1) 行為の場所について、該当するものをチェックしてください。

景観計画区域区分	<input checked="" type="checkbox"/> 一般地区 <input type="checkbox"/> 沿道景観形成地区 <input type="checkbox"/> 重点地区（重点地区の場合は、重点地区用のシートを使用してください。）
	<input type="checkbox"/> 中心商業業務ゾーン <input type="checkbox"/> 市街地ゾーン <input checked="" type="checkbox"/> 集落・農地ゾーン <input type="checkbox"/> 自然環境ゾーン
背景や周辺の 景観特性 ※該当するものすべてにチェック	【景観要素】 <input type="checkbox"/> 商業業務地 <input type="checkbox"/> 住宅地 <input checked="" type="checkbox"/> 既存集落 <input type="checkbox"/> 田園 <input type="checkbox"/> 山林 <input type="checkbox"/> 里山 <input type="checkbox"/> レクリエーション施設、工業地等
	【軸】 <input type="checkbox"/> 道路—道路の名称（ ） <input type="checkbox"/> 鉄道—鉄道の名称（ 近鉄 ・ JR線 ） <input checked="" type="checkbox"/> 河川—河川の名称（ 宮川 ） <input type="checkbox"/> 海岸—海岸の名称（ ） <input type="checkbox"/> 緑（グリーンフロント）—山林・里山の名称（ ）
	【拠点】 <input type="checkbox"/> 内宮おはらい町地区及びその周辺 <input type="checkbox"/> 二見町茶屋地区及びその周辺 <input type="checkbox"/> 伊勢市駅周辺及び外宮周辺 <input type="checkbox"/> 河崎地区 <input type="checkbox"/> 小俣宿・明野宿

(2) 行為の場所が属するゾーンの景観形成基準が該当するか、また、計画の内容が基準に適合しているかをチェックしてください。行為

行為が景観形成基準に適合しているかどうか自己チェックしてください。
該当しない項目には斜線を入れてください。

【建築物・工作物本体に関する事項】（集落・農地ゾーン用）

項目	景観形成基準	適合	主に配慮した内容
規模・配置	○規模・配置は周辺景観との連続性及び一体性に配慮すること。	■	<p>・道路沿いの敷地ではあるが、道路からできるだけ離すことにより、圧迫感、威圧感を軽減した。</p>
	A. 隣接する建物や周辺の地形との連続性及び一体性が保たれる規模・配置とすること。	□	
	B. 山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう、尾根からできるだけ低い規模・配置とすること。	□	
	C. 周辺に社寺林等の樹林地などがある場合は、できる限りその高さ以内にとどめる規模とすること。	□	
	D. 行為地がまとまりのある農地、歴史的まちなみや集落、文化財等の景観資産に近接する場合は、その保全に配慮した規模及び配置とすること。	□	
壁面の位置	○壁面の位置は、立地条件にあわせ、後退させる、又は周辺の壁面との調和に配慮すること。	□	
	A. 壁面は、道路からできる限り後退するか、やむを得ず後退できない場合は、歩行者等に圧迫感を与えないよう壁面の前面部を生垣や植栽等により修景すること。	□	
	B. 歴史的まちなみや集落、街路景観の整っている地域においては、隣地や周辺との連続性に配慮した配置により壁面線の統一に努めること。	□	
形態意匠	○形態意匠は、周辺景観との調和に配慮すること。	■	<p>・コンクリート柱を採用し、シンフルな外観とした。</p> <p>・特に主要な景観資産は周辺にない。</p>
	A. 隣接する建物や周辺の地形との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態意匠とすること。	■	
	B. 遠望に配慮し、勾配屋根又はそれに類する屋根形状とするなど、山並みとの調和に配慮すること。	□	
	C. 商業・業務地における低層階については、歩行者に配慮し賑わいのあるまちなみを演出すること。	□	
	D. 歴史的まちなみや集落、街路景観の整っている地域にあっては、隣地や周辺との連続性に配慮した形態意匠とすること。	□	
	E. 壁面は、適度に仕様を分け、圧迫感を与えない形態意匠とすること。	□	
色彩	○色彩は落ち着いたものとし、周辺景観との調和に配慮すること。	■	<p>・コンクリート柱の色彩は彩度を抑えた中明度の灰色(N7.0)とする。</p> <p>・フェンスの色彩は、周辺の樹林地に配慮し、ダークブラウン(10YR2.0/1.0)とする。</p>
	・建築物及び工作物の外観の色彩は、落ち着いたものとし、彩度の上限を定める。ただし、着色していない木材、土壁、無彩色のガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積の5分の1未満の範囲内でアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。	■	

項目	景観形成基準	適合	主に配慮した内容
⑤ 素材	○素材は、周辺景観に調和するものとする。	■	・周辺のコンクリート柱と同様のものを使用する。
	A. 素材そのものの良さを形態意匠に生かすよう努めること。	□	
	B. 年数とともに周辺の景観に溶け込むような素材を外観に使用しよう努めること。	□	
⑥ 屋外設備	○屋外設備・外階段等は、道路や広場等の公共空間から見えにくいように配置し、修景を行うこと。	□	・フェンスの色彩は、周辺の樹林地に配慮し、(10YR2.0/1.0)とする。
⑦ その他	○夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱しないようにし、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫すること。	□	・夜間照明設備は設置しない。

□建築物等の外観の素材及びマンセル値による色彩計画記入欄

対象事項	素材	色彩計画		
		色相	明度	彩度
建築物等の外観の素材・色彩	屋根材			
	外壁材			
	(コンクリート柱)	鉄筋コンクリート	色相 N	明度 7.0
	アクセント色			
アクセント部分等の面積		アクセント部分の面積	見付面積	見付面積×1/5
	東立面	m ²	m ²	m ²
	南立面	m ²	m ²	m ²
	西立面	m ²	m ²	m ²
	北立面	m ²	m ²	m ²

【敷地に関する事項】

項目	景観形成基準	適合	主に配慮した内容
⑧ 敷地内の緑化	○行為地内においては、できる限り多くの部分を緑化すること。	■	・敷地が基礎に必要な範囲のみのため、敷地内を緑化する余地がない。
	A. 敷地際や角地などに緑を配置するとともに、駐車場等の緑化を積極的に行うこと。	□	
	B. 工業地においては、周辺への圧迫感等を和らげるよう樹種、樹高に配慮すること。	□	
	C. 既存の緑をできる限り継承すること。	□	
⑨ 敷地の外構	○フェンス・塀・垣、擁壁等は、周辺との調和・連続性に配慮し、生垣や石垣等の自然素材又は自然素材に近い色彩・素材を使用すること。	■	・フェンスの色彩は、周辺の樹林地に配慮し、ダークブラウンとした。
⑩ 擁壁の形態意匠	○道路等公共の場所から望見できる部分について、緑化や形態・仕上げの工夫等により、単調で圧迫感のある擁壁とならないようにすること。	□	